

平成27年7月24日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 清 水 幸 雄

市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理
に関する事務重点項目評価書の取扱いについて（答申）

平成27年7月24日付木総第409号にて諮問のありましたこのことについては、下記
のとおり答申します。

記

第1 審査会の結論

市民税・県民税の課税に関する事務の重点項目評価書及び地方税の収納管理に関する事務重点項目評価書（以下「評価書」という。）の記載内容は、平成26年4月20日に国の特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに、おおむね妥当であると認める。

第2 判断の理由

1 適合性について

しきい値判断に基づく「重点項目評価」を、木更津市長が主体となってシステムプログラム改修開始前に実施しており、その内容の全てを公表することとしている。また、任意である住民等の意見聴取について、木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号）に基づき、平成27年6月8日から同年7月7日までパブリックコメントによる意見公募手続を行っている。

これらは、指針に定める特定個人情報保護評価の実施手続等に適合している。

2 妥当性について

市民税・県民税の課税に関する事務及び地方税の収納管理に関する事務を担当する部署において、当該事務の内容を記載するとともに、特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて、現状考えられる範囲内における特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて検討し、そのリスクを軽減するために講ずべき措置を記載している。

また、記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的を踏まえ検討されている。



第3 審査会の付言

国の特定個人情報保護委員会では、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体等編）」における一つの項目として、行政機関等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について現在策定しているようだが、特定個人情報の性質等を踏まえると、少なくとも国と同様に特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について職員に広く周知するとともに、可能な限りその行動計画等を公表することが、市民からの理解を得ることに資するものと考えられる。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）では、情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の提供に係る透明性を確保するため、自己の特定個人情報について国民自らが確認できるよう、個人番号カードを活用したマイポータルという情報システムにより、自己の特定個人情報が情報提供ネットワークシステムを介してやり取りされた全ての記録を閲覧できる仕組みを準備している。しかし、情報提供ネットワークシステムを介さない実施機関内部（実施機関相互を含む。）の情報連携処理については、このシステムの適用外であるため、番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報の実施機関内部におけるアクセスログを自己情報の開示請求その他何らかの方法により市民自らが確認できることが必要である。

これまでの本市の個人情報保護制度においても、個人情報取扱事務の再委託については原則禁止としてきたところではあるが、特定個人情報の委託処理を行うにあたっては、事前の書面による承諾だけでなく、再委託先を承認する際の基準（再委託先の守秘義務、責任の所在など）を策定することで特定個人情報の安全管理を担保し、さらには、委託元である市と再委託先が直接的に契約関係を築けるような契約手法についても検討すべきである。